発送管理用
QRコード
S00101

年金受給者だより

NENKIN JUKYUSHA DAYORI

No.103
令和7年1月発行

主な掲載内容

- 源泉徴収票を送付しました(老齢・退職給付) 2〜3
  障害給付および遺族給付は、非課税のため源泉徴収票を発行しておりません。
- 源泉徴収票Q&A 4〜5
- 再就職している皆様へ 6〜7
  ⚠国会議員や地方議会議員に就任した場合は、届出が必要です!
- こんなときにはご連絡ください 8

年金受給者だよりのQ&Aは、
当組合ホームページをご覧ください。

https://www.chikyosai.or.jp/
地方職員共済組合 検索

ライオン(Lion)

地方職員共済組合

令和6年1月～12月に支給した老齢や退職に関する年金の額と当組合から納めた所得税等の額をお知らせしています。
障害や遺族に関する年金は、非課税であり当組合から所得税等を納めていないため、源泉徴収票の発行はありません。⚠

源泉徴収票の見方について

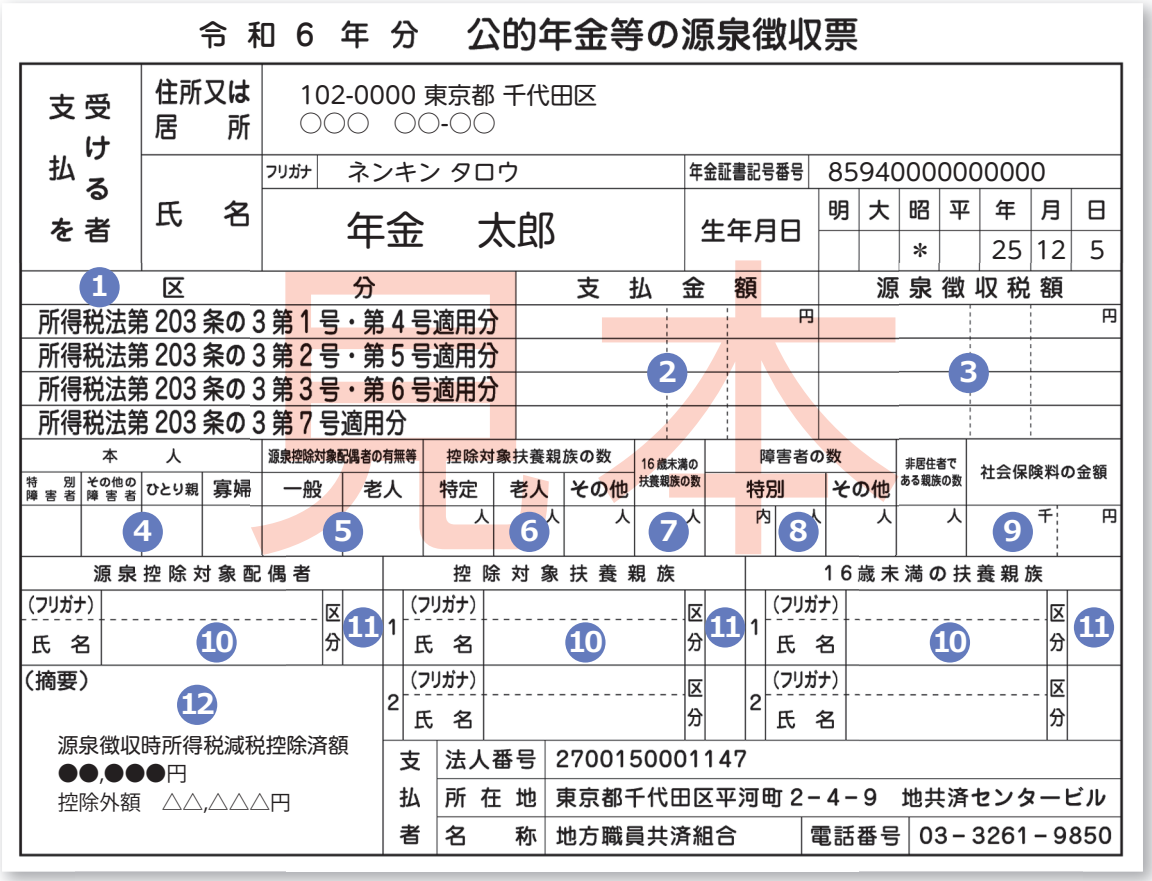

令 和 6 年 分　公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	102-0000 東京都 千代田区 ○○○　○○-○○			
	氏名	フリガナ ネンキン タロウ 年金　太郎	年金証書記号番号	85940000000000	
			生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	＊ 25 12 5

① 区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	② 円	③ 円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		
所得税法第203条の3第7号適用分		

本人				源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の金額
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	寡婦	一般 老人	特定	老人	その他		特別	その他		
④				⑤	⑥ 人	人	人	⑦ 人	内 ⑧ 人	人	人	⑨ 千 円

源泉控除対象配偶者	控除対象扶養親族	16歳未満の扶養親族
(フリガナ) 氏名 ⑩ 区分 ⑪	1 (フリガナ) 氏名 ⑩ 区分 ⑪	1 (フリガナ) 氏名 ⑩ 区分 ⑪
	2 (フリガナ) 氏名 区分	2 (フリガナ) 氏名 区分

(摘要)
⑫
源泉徴収時所得税減税控除済額
●●,●●●円
控除外額　△△,△△△円

支払者			
法人番号	2700150001147		
所在地	東京都千代田区平河町２－４－９　地共済センタービル		
名称	地方職員共済組合	電話番号	03－3261－9850

①「区分」欄

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	昭和61年3月以前に発生した退職を事由とする年金等の支給を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	退職共済年金の支給を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	当組合から支給する次の年金の支給を受けている方 老齢厚生年金・退職共済年金（経過的職域加算額）・退職年金（年金払い退職給付）
所得税法第203条の3第7号適用分	当組合では本欄の記載対象となる年金を支給していません。

②「支払金額」欄

令和6年中（令和6年2月支給期から令和6年12月支給期まで）に支払われた年金（令和5年12月分から令和6年11月分まで）の合計額(※)を記載

※所得税等や社会保険料が差引かれる前の金額

❸「源泉徴収税額」欄

令和6年中（令和6年2月支給期から令和6年12月支給期まで）に支払われた年金（令和5年12月分から令和6年11月分まで）から源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額の合計額を記載

❹「本人」欄

該当する場合に「＊」を記載

❺「源泉控除対象配偶者の有無等」欄

- **「一般」欄**…源泉控除対象配偶者（老人控除対象配偶者を除きます。）がいる場合には「＊」を記載
- **「老人」欄**…老人控除対象配偶者（源泉控除対象配偶者のうち、70歳以上の配偶者で令和6年中の所得の見積額が48万円以下の方）がいる場合には「＊」を記載

❻「控除対象扶養親族の数」欄

- **「特定」欄**…19歳以上23歳未満の扶養親族がいる場合には「人数」を記載
- **「老人」欄**…70歳以上の扶養親族がいる場合には「人数」を記載
- **「その他」欄**…特定、老人以外の扶養親族がいる場合には「人数」を記載

❼「16歳未満の扶養親族の数」欄

該当する方の「人数」を記載
扶養控除の対象外であるが、障害者に該当する場合は障害者控除を適用

❽「障害者の数」欄

- **「特別」欄**…線の右側には、生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者である場合の「人数」を、線の左側には、そのうち同居を常としている方の「人数」を記載
- **「その他」欄**…生計を同じくする配偶者や扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合の「人数」を記載

❾「社会保険料の金額」欄

居住地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」および「後期高齢者医療保険料」（または、「国民健康保険料（国民健康保険税）」）の年間徴収額を記載

❿「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」および「16歳未満の扶養親族」欄

源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族および16歳未満の扶養親族の氏名を漢字で記載（フリガナは記載していません）

⓫ 非居住者である場合には、「区分」欄に「○」を記載

⓬「摘要」欄 ※定額減税についての記載は令和6年分のみとなります。

令和６年に源泉徴収する所得税額から定額減税により控除した合計額を「源泉徴収時所得税減税控除済額」に記載し、定額減税額から源泉徴収時所得税減税控除済額を除いた定額減税しきれない額を「控除外額」として記載
定額減税が開始された令和6年6月支給期の時点で非課税区分等の場合はこちらの表示はありません。（詳しくは「源泉徴収票Q＆A」のQ1をご覧ください。）

源泉徴収票 Q&A

Q1 源泉徴収票の摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額」及び「控除外額」の記載がありますが、自分の定額減税の額はいくらだったのでしょうか。

A　定額減税額は、「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」で申告された源泉控除対象配偶者(※)及び扶養親族の人数に受給者ご本人を加えた人数×30,000円となります(※所得額が48万円超の方、個人番号未申告者を除く)。

摘要欄には、当該定額減税額に到達するまで、令和6年6月支給期、8月支給期、10月支給期及び12月支給期の各支給期に源泉徴収する所得税額から控除した額の合計額を「源泉徴収時所得税減税控除済額」として記載しています。

また、控除しきれなかった額については「控除外額」として記載しています。

■例:所得金額が48万円以下の配偶者を扶養している場合

①**定額減税額**……**60,000円(30,000円×2名(※))**(※受給者本人及び配偶者)

②**2か月分の所得税額**…**2,500円**

③**定額減税の合計額**…**10,000円(2,500円②の額×4回)**

	定額減税合計額	定額減税残額
令和6年　6月支給期	2,500円	57,500円
令和6年　8月支給期	5,000円	55,000円
令和6年10月支給期	7,500円	52,500円
令和6年12月支給期	10,000円ア	50,000円イ

この場合、1支給期2,500円の定額減税が行われています。

記載例

(適要)

ア 源泉徴収時所得税減税控除済額 10,000円

イ 控除外額 50,000円

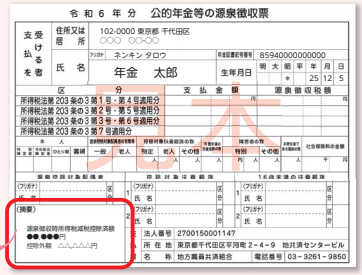

令和6年12月支給期時点のア及びイが、それぞれ**ア源泉徴収時所得税減税控除済額**、**イ控除外額**として1月発送の源泉徴収票の摘要欄に記載されます。

Q2 令和6年分公的年金等の源泉徴収票の摘要欄に、定額減税についての記載があります。私の場合、令和６年分扶養親族等申告書で扶養親族等の申告漏れがありました。何か手続きが必要でしょうか？(令和６年中に扶養親族の数が変わった場合を含む。)

A　手続きが必要かどうか、手続きの内容等につきましては、お近くの税務署にお問い合わせください。

Q3 定額減税額が源泉徴収税額を上回り定額減税しきれない額が、源泉徴収票の摘要欄に「控除外額」として記載があります。何か手続きが必要でしょうか？

A 内閣官房の資料によりますと、定額減税額が源泉徴収する所得税額を上回るため定額減税しきれない額が残ることが予想される方は、各市区町村から行われる給付措置を受けられる場合があります。
詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q4 確定申告の手続きが必要か教えてください。

A 確定申告の手続きが必要かどうか、手続きの内容等につきましては、お近くの税務署にお問い合わせください。

Q5 源泉徴収票の再交付をしてください。

A 源泉徴収票の再交付が必要な場合は、24時間受付の専用電話による自動受付サービスをご利用いただくか、電話にて請求してください。

問合せ先の電話番号　03-3261-9850

なお、詳細については、同封のねんきんカレンダーの「お問い合わせ先」でご確認ください。

（参考）国税庁ホームページ抜粋

次の❶の方で❷に該当する方は、所得税の確定申告（提出・納税）が不要です。

❶公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下
❷公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下

ただし、**所得税の還付を受けられる方**や、確定申告書を提出することが要件とされている特例（株式等の損失の翌年以降への繰越しなど）を受けられる方は、**確定申告書の提出が必要です。**

※所得税の確定申告書を提出しない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
住民税に関する詳しいことはお住まいの市区町村におたずねください。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）で確定申告を行う方へ

当組合のホームページから、「源泉徴収票マイナポ連携」のボタンを押す又は右のQRコードで進み、e-私書箱というシステムに登録しますと、e-Taxでの確定申告の際に当組合が発行する源泉徴収票のデータが連携されます。

※別途マイナポータルへの登録が必要です。

再就職している皆様へ

1 お勤めされている間の年金の停止(在職支給停止)について

(1)お勤めの形態

お勤めの形態によっては、年金の一部または全部が停止されることがあります。

⚠ **国会議員や地方議会議員に就任した場合は、届出が必要です!**
届出が遅れると過払いとなることがあります。

お　勤　め　の　形　態

- ア お勤め先で厚生年金保険に加入(70歳未満の方)
- イ 厚生年金保険70歳以上被用者(70歳以上の方で厚生年金保険の適用事業所に使用される方)
- ウ 国会議員 地方議会議員

いずれかに該当 → 年金と賃金の合計額により在職支給停止の計算 (2)へ

ア イ ウ に該当せず → 停止なし

年金 (退職共済年金+老齢厚生年金)×1/12
職域年金相当部分(経過的職域加算額)、経過的加算額(65歳以上)、加給年金額を除きます。

賃金 標準報酬月額+(直近1年間の標準賞与額×1/12)
直近1年間の標準賞与額は次項をご参照ください(※)。

※ 70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与に相当する額となります。

(2)在職支給停止の計算(1か月当たりの停止額)

年金と賃金の合計額が 50 万円を超えたら、年金の全部または一部が停止されます。

年金と賃金の合計額 ― 50万円以下 → 停止なし

50万円を超える場合(停止額を計算)

【停止額(月額)】
(年金+賃金−50万円)×1/2

(注)停止額の計算を行った結果、報酬比例部分(厚生年金相当部分)が全額停止となる場合、「加給年金額」も併せて全額停止されます。

計算例)老齢厚生年金(報酬比例部分)の額 120万円、標準報酬月額44万円(賞与の支給はない)の場合

- 1か月あたりの年金額　120万円÷12か月=10万円
- **停止額(月額)=(** 10万円(年金の支給額(月額)) **+** 44万円(標準報酬月額) **−** 50万円 **)×1/2=2万円**

➡1か月あたり10万円の年金のうち、**2万円が停止**、**8万円が支給**される。
老齢厚生年金(報酬比例部分)の額120万円のうち、**24万円が停止**となり、**96万円が支給**される。

2 標準報酬月額について

ご質問の多い内容です。

(1)標準報酬月額

・基本給のほか、通勤手当、残業手当などの各種手当を加えた総支給額により算出します。
・1等級(8万8千円)～32等級(65万円)に区分された等級の金額です。
・毎年、事業主(勤務先)から年金事務所へ届け出ることにより決定します(定時決定)。
・定時決定をした後に、再就職先の給料等に大幅な変更があった場合は、次の定時決定を待たずに標準報酬月額を改定します(随時改定)。

	適用される標準報酬月額	適用時期
定時決定	4月～6月に支払った報酬月額の平均による等級額	9月～翌年8月まで
随時改定	基本給等の固定給が変動した月以後、3か月の報酬月額の平均による等級額(2等級以上差が生じたとき)	固定給の変動月から数えて4か月目の月から ●6月以前の改定…当年8月まで　●7月以後の改定…翌年8月まで

※ 標準報酬月額の決定・改定については、勤務先または最寄りの年金事務所にお尋ねください。

(2)給料が大幅に変動した場合の在職支給停止

例えば、4月から基本給等の固定給が変動し、4月～6月の平均で算出した標準報酬月額の等級が大幅(2等級以上)に変動した場合は、標準報酬月額が7月から改定され(随時改定)、7月分の年金から停止額が変更となります。なお、7月分の年金は8月支給期に支払われますが、日本年金機構等から標準報酬月額の情報提供が遅れた場合は、その後の情報提供があり次第、7月分に遡って年金支給額を調整します。

3 直近1年間の標準賞与額について

(1)標準賞与額

・名称を問わず、3か月を超える期間ごとに受けるもののことです。
・その月に支払われた賞与額の1,000円未満を切り捨て、上限は150万円です。

(2)在職支給停止の計算に使用する直近1年間の「標準賞与額」の範囲

■標準賞与額の範囲(6月と12月に賞与が支給されたケース)

「標準賞与額(令和7年2月支給期)」の範囲
令和7年2月支給期は、「令和6年12月分」と「令和7年1月分」の年金が支給されますが、在職支給停止の計算に使用する直近1年間の標準賞与額の範囲は、次のとおりとなります。

・令和6年12月分
　ア の範囲(令和6年1月～令和6年12月の賞与が対象)
・令和7年1月分
　イ の範囲(令和6年2月～令和7年 1 月の賞与が対象)

(3)「標準賞与額」の仮計算

令和7年2月支給期において、日本年金機構等から令和6年12月の標準賞与額の情報提供が遅れている場合は、令和5年12月と令和6年6月の標準賞与額(ウの範囲)を仮に使用して在職支給停止を計算し、令和7年4月支給期以降に差額を調整します。

こんなときにはご連絡ください

下表の事由に該当した場合は、届出が必要となりますので年金相談窓口までご連絡ください。ご連絡の際には、お手元に「年金証書記号番号（8594から始まる番号）」または「基礎年金番号」のわかるものをご用意ください。

地方職員共済組合本部 年金相談窓口　☎ **03-3261-9850**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

音声案内が流れますので、相談員へのご連絡の際は「2」を押してください

音声案内の途中でも番号の選択ができます!

届出が必要な事由	
年金受給者が死亡したとき※	
遺族給付を受けていた方が婚姻等をしたとき	
加給年金額対象者が65歳前に年金を受給することとなったとき（老齢基礎年金を除く）	HP
加給年金額対象者と離婚したときや死亡したとき等	HP
国会議員または地方議会議員になったとき	HP
雇用保険法による基本手当等を受けたとき	HP
年金受取金融機関を変更するとき	自動音声受付
氏名を変更したとき	HP
住民票上の住所とは異なる住所へ書類送付を希望するとき	HP
成年後見人等が選任されたとき または既に届出した事項に変更が生じたとき	
源泉徴収票の再交付を希望するとき	HP 自動音声受付
年金支給額の証明書を希望するとき	HP
離婚による年金分割の情報提供・年金分割を請求するとき	
障害程度が変更したとき 障害程度の再認定のために診断書を提出するとき	
1級・2級の障害給付を受けていた方が婚姻をしたとき	
扶養親族等に変更が生じたとき	自動音声受付
年金証書、改定通知書、支払通知書の再交付を希望するとき	HP 自動音声受付
公務員として再就職し、共済組合の組合員となったとき	
年金受給者が行方不明になったとき	

※受給者がお亡くなりになったときや遺族給付を受けている方が婚姻等されたときは、すみやかに年金相談窓口へご連絡ください。複数の年金を受給されている方は、それぞれの実施機関に連絡していただく必要がありますので、ご注意ください。

＊ HP は、当組合のホームページから届出様式がダウンロードできます。
「年金関係書類ダウンロード」はこちら　URL: https://www.chikyosai.or.jp/guide/download/index.html

＊ 自動音声受付 は、年金関係様式の送付自動受付サービスより24時間いつでも受け付けております。
「年金関係様式の送付自動受付サービス」はこちら　TEL：03-3261-9850